

# 損益計算書 (平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
		内 訳	合 計
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	84,581
		売上高	84,581
		営業費用	85,074
		売上原価	75,062
		販売費及び一般管理費	10,012
	営業損失	493	
	営業外損益の部	営業外収益	1,086
		受取利息・配当金	609
		その他の営業外収益	476
		営業外費用	3,009
支払利息		328	
その他の営業外費用	2,680		
経常損失		2,416	
特別損益の部	特別利益	150	
	投資有価証券売却益	150	
	特別損失	9,236	
	事業構造改革費用	7,261	
	子会社株式評価損	1,709	
投資有価証券売却損	265		
税引前当期損失		11,502	
法人税、住民税及び事業税		40	
当期損失		11,542	
前期繰越利益		1,164	
当期末処理損失		10,377	

- (注) 1. 子会社との間の取引高
- 営業取引高
    - 売上高..... 23,334百万円
    - 仕入高..... 43,287百万円
    - その他の支出高..... 1,378百万円
  - 営業取引以外の取引高
    - 収入高..... 1,186百万円
    - 支出高..... 271百万円
2. 親会社との間の取引高
- 営業取引高
    - 売上高..... 3,913百万円
    - 仕入高..... 11百万円
    - その他の支出高..... 267百万円
  - 営業取引以外の取引高
    - 収入高..... 705百万円
    - 支出高..... 105百万円

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

- ①子会社株式.....移動平均法による原価法
  - ②其他有価証券
    - 時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
    - 時価のないもの.....移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産.....総平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産の減価償却の方法

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上の方法

(1) 貸倒引当金は、期末債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異は、10年による按分額を費用処理しております。

また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によりそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

(3) 役員退職給与引当金は、役員の退職金の支出に備えて、役員退職金規程に基づく期末支給額を計上しております。

### 4. リース取引の会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 5. 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(追加情報)

1. 従来、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を「賞与引当金」として表示しておりましたが、リサーチセンター審理情報 [ No.15 ] 「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(平成13年2月14日 日本公認会計士協会)が公表されたことにより、当期より「未払費用」に含めて表示することに変更いたしました。なお、当期に係る金額は、1,148百万円であります。
2. 自己株式の表示  
従来、資産の部に計上しておりました「自己株式」は、商法改正に伴う計算書類規則の改正(「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則の一部を改正する省令」平成13年法務省令第66号)により、当期より資本に対する控除項目として「資本の部」の末尾に記載しております。